

# 日本の原産地規則の変遷について

長谷川 実也

## Abstract

Japan signed the Economic Partnership Agreement (EPA) with European Union (EU) in July 2018, and had agreed seventeen (17) EPAs with major FTA (Free Trade Agreement)/EPA players, including the United States (US), ASEAN and EU, which have advanced FTA/EPAs with many partners.

Preferential Rules of Origin (ROO) play an important role in determining the eligibility of preferential treatment provided by FTA/EPAs.

This paper studies the development of the ROO, mainly the preferential ROO of the 17 EPAs in comparison with the ROO of the FTA/EPAs of the major FTA/EPA players. The purpose of the study verifies the diversity and complexity of the preferential ROO, and finds any signs of the convergence.

**Keywords:** Rules of Origin, Preferential Rules of Origin, Economic Partnership Agreement

**キーワード:** 原産地規則, 特惠原産地規則, EPA

## はじめに

原産地規則は、自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定 (EPA) において、加盟国間で適用される特惠の対象となる産品を決定するルールとして重要な役割を果たすものであるが、多数の FTA・EPA が締結される状況において、

それぞれ異なる内容の原産地規則が規定され、原産地規則が多様化、かつ、複雑化することによる、貿易やビジネスに与える影響が指摘されてきているところである。

2018年7月、日本と欧州連合（EU）との間でEPAの署名が行われた。これにより、日本は、2002年にシンガポールとの間で最初のEPAを締結して以降、先行的にNAFTA等のFTAを進めてきた米国<sup>1</sup>やEUを含めた主要な国・地域との間で17ものEPAに締結又は署名を行ったこととなる。

本稿では、これらEPAの原産地規則を含め、日本の原産地規則の内容及びその変遷について比較・分析することにより、原産地規則の多様性・複雑性の現状を調査し、さらに、多数の国・地域から構成される環太平洋パートナーシップ協定（TPP）などのメガFTAの近年の進展が原産地規則の多様性・複雑性に与える影響についても論ずる。

## 1. 原産地規則について

原産地規則は、国際的に取引される製品の国籍である原産地を認定するための規則であり、原産地により異なった扱いが必要とされるあらゆる通商政策上の措置に用いられる<sup>2</sup>。

原産地規則は、開発途上国に対する一般特惠関税（GSP）に基づき開発途上国に与えられる特惠や、FTAやEPAにおいて加盟国に与えられる特惠に適用される特惠分野の原産地規則（特惠原産地規則）と、それ以外の原産

---

1 米国を含む12か国により2016年2月に署名された環太平洋パートナーシップ協定（TPP）は、2017年1月に米国による離脱表明を受けて、米国以外の11か国の間で協議を行われ、2018年3月、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）が署名された。TPP11の原産地規則は、TPP12の原産地規則の規定が維持されている。

2 長谷川実也（2003）参照

地規則（非特惠原産地規則）<sup>3</sup>がある。

特惠原産地規則と非特惠原産地規則には大きな違いがあり、それは、特惠原産地規則は対象となる産品が特惠対象か否かのみを決定することを目的とするのに対し、非特惠原産地規則は、産品の原産地を1つに決定することを求めることにある<sup>4</sup>。

原産地規則にかかる国際的な規律として、世界貿易機関（WTO）の原産地に関する協定（以下、「原産地規則協定」という。）がある。本協定では、非特惠原産地規則について、国際的に統一された原産地規則（調和原産地規則）を策定するための作業である調和作業を実施すること、また、調和作業が完了するまでの間（経過期間）の規律として、加盟国が適用する原産地規則の基準の明確化を図ること、貿易制限的に運用しないこと、貿易の目的を追求する手段として用いないことなどが規律されている。なお、1995年より開始された調和作業は、合意に至らず2007年に作業は停止された。

一方、特惠原産地規則については、原産地規則協定のこれら規律の対象とはされていない<sup>5</sup>。この規律の違いは、特惠原産地規則は、前述のとおり、

---

3 WTO原産地規則協定第1条において、「原産地規則」とは、「物品の原産国を決定するために加盟国が適用する法令及び一般に適用される行政上の決定をいう。ただし、1994年のガット第1条1の規定の適用を受けない特惠関税を供与するための自律的な又は合意に基づく貿易制度に関連する原産地規則を除く。」と規定され、それら原産地規則には、最恵国待遇、ダンピング防止税又は相殺関税、セーフガード措置、原産地表示、差別的數量制限又は関税割当て、政府調達又は貿易統計の適用に用いられる原産地規則を含むとされている。

4 例えば、メキシコから米国に輸入される産品Aについて、NAFTAの特惠原産地規則は産品AがNAFTAの特惠対象か否かを決定するのみで、仮に、産品AがNAFTAの特惠原産地規則を満たさない場合（NAFTA原産地規則上はメキシコ産でない）には、産品Aの原産地かどこか決定する必要はない。一方、産品Aが原産地の表示（ラベリング）を求められる場合、その目的のために適用される非特惠原産地規則によって原産地を1つに決定（例えば、メキシコ）する必要がある。長谷川（2018）参照

5 特惠原産地規則については、その附属書II（特惠に係る原産地規則に関する共同宣言）において、基準の明確化を図ることなどが規定されているのみである。

製品の国籍を決定するというより、特惠待遇を与える要件を規定するもので、本来、貿易の目的を追求する手段として用いられる性格のものであるからと考えられる。

原産地規則<sup>6</sup>には、大きく分けて、当該物品が1か国で完全に生産された場合に適用される「完全生産品」の基準と、当該物品の生産に二以上の国が関与している場合に適用される「実質的変更基準」がある<sup>7</sup>。

実質的変更基準には、関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準がある。関税分類変更基準とは、非原産品である材料の関税分類番号（すなわち、統一システム品目表<sup>8</sup>（以下、「HS品目表」という。）の番号）と、その材料から生産された製品の関税分類番号が一定以上異なる場合に、実質的変更が行われたとするもの、付加価値基準とは、締約国での生産により価値が付加され、この付加された価値が基準値以上（以下、「閾値」という。）の場合に実質的変更が行われたとするもの、加工工程基準とは、締約国で、特定の加工工程が行われた場合に実質的変更が行われたとするものである。

原産地規則協定は、非特惠原産地規則の調和作業において、実質的変更基準として関税分類変更基準を第1のルールとし、適当でない場合の補足的な基準として、付加価値基準又は加工工程基準を用いている<sup>9</sup>。しかし

---

6 原産地規則は、大きく分けて、対象となる製品の原産地を認定するための基準（原産地基準）と、原産地基準を満たしていることの証明などの手続きにかかる規定から構成され、本稿でいう原産地規則は、原産地基準のことを指す。

7 それ以外に、日本のEPAでは、生産に直接使用された材料が全て原産材料である場合に適用される「原産材料であるのみからなる産品」という基準が採用されている。

8 統一システム品目表とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）（昭和62年条約14号）附属書に定める品目表である。

9 原産地規則協定では、「実質的変更基準に基づき、特定の産品又は産品部門の原産地規則を作成するに当たって、統一システム品目表の号又は項の変更を用いること及び、適当な場合には、実質的変更基準を満たす統一システム品目表における最小限の変更について検討し、及び詳細に定める。」（すなわち、関税分類の変更によ

ながら、調和作業が終了し、国際的に統一された調和原産地規則が合意されるまでの間は、非特惠原産地規則の実質的変更基準をどの基準を採用するかについての規律はなく、また、調和作業の対象外である特惠原産地規則の実質的変更基準にどの基準を採用するかは各国の裁量にゆだねられることになる。

## 2. 日本の原産地規則

日本の原産地規則について、その導入された時期を時系列順に示すと表1のとおりである。なお、1995年よりWTOで実施された非特惠原産地規則の調和作業は、その後各国が締結したFTA・EPAの原産地規則に影響を与えたとされており<sup>10</sup>、調和作業によって調和原産地規則案として策定された統合テキスト<sup>11</sup>も参考として含めている。その導入時期としては、統合テキストの作成時期である2007年でなく、調和作業の作業計画<sup>12</sup>に従って、調和原産地規則案の技術的な検討作業が終了した1999年としている。

---

るもの)とされ、さらに、「統一システム品目表を用いることのみによっては実質の変更を明確に定めることができない場合には、実質的変更基準に基づき、特定の産品又は産品部門の原産地規則を作成するに当たって従価比率、製造作業又は加工作業その他の要件を補足的に又は単独で用いることについて検討し、及び詳細に定めること。」とされ、付加価値基準又は加工工程基準を補足的な基準として用いるとされている。

10 Bernard Hoekman and Stefano Inama (2018) 参照

11 長谷川実也 (2018) 参照

12 WTOにおいては原産地規則委員会が、WCO (世界税関機構) においては原産地規則技術委員会が設置され、WCO側が技術的な観点から規則案を作成し、WTO側がそれを基に貿易政策的な観点から検討し規則を策定することとされた。1999年5月、WCO側はその技術的な検討作業を終了し、未合意事項も含めWTOに報告された。長谷川 (2018) 参照

表1 我が国の原産地規則及びその規定方法の変遷

原産地規則	導入等の時期
非特惠原産地規則	1963年
一般特惠関税（GSP）	1971年
調和原産地規則案（統合テキスト）	1999年5月、技術的検討終了
日シンガポールEPA	2002年11月発効
日・メキシコEPA	2005年4月発効
日・マレーシアEPA	2006年7月発効
日・シンガポールEPA改正議定書	2007年9月発効
日・チリEPA	2007年9月発効
日・タイEPA	2007年11月発効
日・インドネシアEPA	2008年7月発効
日・ブルネイEPA	2008年7月発効
日・アセアンEPA	2008年12月発効
日・フィリピンEPA	2008年12月発効
日・スイスEPA	2009年9月発効
日・ベトナムEPA	2009年10月発効
一般特惠関税（GSP）	2011年4月改正
日・インドEPA	2011年8月発効
日・ペルーEPA	2012年3月発効
日・豪州EPA	2015年1月発効
日・モンゴルEPA	2016年6月発効
TPP11	2018年3月署名
日EU・EPA	2018年7月署名

これらの原産地規則の内容について、以下に述べる。

### （1）非特惠原産地規則

日本の非特惠原産地規則としては、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）のケネディ・ラウンド交渉（1963～68年）を準備するため1963年に導入されたものがある<sup>13</sup>。これはGATT（その後WTO）の協定税率適用する場合の輸入物品の原産地の認定基準を規定するものであるが、原産地虚

13 小室程夫（1995），p.122

偽表示の認定や貿易統計にも用いられてきている。当該原産地規則は、当初は関税法の基本通達に規定されていたが、2007年4月の関税法令の改正において、内容に実施的な変更はないものの、政省令<sup>14</sup>に規定することによる法的な整備がなされた。他の非特惠分野である不当廉売関税など救済措置の原産地規則については、各事例の発動のための政令に原産地の意義として個別に規定する方法が取られている。当初は、GSPの原産地規則を準用する例が多かったが、2008年の豪州、スペイン、中華人民共和国および南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンの事例以降、前述の関税法の政省令に規定する原産地規則が適用されている（表2参照）。

**表2 日本の不当廉売関税、相殺関税、セーフガード措置の原産地規則**

事例	発動時期	原産地規則
不当廉売関税		
中国産フェロシリコマンガ	1993年2月	GSPの原産地規則を準用 <sup>15</sup>
バキスタン産綿糸	1995年8月	GSPの原産地規則を準用 <sup>16</sup>
大韓民国産及び台湾産ポリエステル短繊維	2002年7月	GSPの原産地規則を準用 <sup>17</sup>
豪州、スペイン、中華人民共和国および南アフリカ共和国産電解二酸化マンガン	2008年6月	非特惠原産地規則を適用 <sup>18</sup>
中華人民共和国産トルエンジイソシアナート	2014年12月	非特惠原産地規則を適用 <sup>19</sup>
相殺関税		

14 関税法施行令第4条の2、関税法施行規則第1条の5及び第1条の6、関税法基本通達68-3-5

15 フェロシリコマンガに対して課する不当廉売関税に関する政令（平5.2.3政15）

16 20番手等カード綿糸に対して課する不当廉売関税に関する政令（平7.8.4政308）

17 ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令（平14.7.26政262）

18 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平20.6.13政196）

19 トルエンジイソシアナートに対して課する不当廉売関税に関する政令（平26.12.24政415）

大韓民国半導体DRAM	2006年1月	大韓民国において供給者によりその製造において前工程が行われたものと規定 <sup>20</sup>
セーフガード措置		
ねぎ、生しいたけ及び畳表	2001年4月 暫定発動	GSPの原産地規則を準用 <sup>21</sup>

## (2) 一般特惠関税の原産地規則

特惠原産地規則としては、1971年に導入された一般特惠関税制度（GSP）のための原産地規則がある。GSPは、1970年10月の国連貿易開発会議（UNCTAD）合意を受けて、日米欧の先進国が導入したが、その原産地規則は、UNCTADの特惠原産地作業部会の基本合意（1970年12月）に沿うものであるものの、各国の特惠供与政策と国内産業政策を反映したものとされている<sup>22</sup>。

日本のGSPの原産地規則は関税暫定措置法の政省令<sup>23</sup>として規定され、その内容は、基本的に、HS品目表の4桁の番号（項）の変更による関税分類変更基準を採用する一方で、農産品の一部、化学品の一部、繊維製品などの品目には加工工程基準、機械などの品目には付加価値基準による個別の規則を採用していた。

GSPの原産地規則は、2011年4月の改正において、その多くがWTO無税譲許品目である機械などの品目について、付加価値基準による個別規則から項変更の関税分類変更基準へと変更され、規定方法については、以下に例示するように、「(原産品である) 第X項 (第X号, 第X類) に該当する物品からの製造」から「第X項 (第X号, 第X類) に該当する物品以外からの製造」へと変更とされた。

20 ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令（平18.1.27政13）（廃止済み）

21 ねぎ等に対して暫定的に課する緊急関税に関する政令（平13.4.20政167）

22 小室程夫（1995），p165

23 関税暫定措置法第8条の2，関税暫定法施行令第26条，関税暫定措置法施行規則第8条，第9条

- 例：第20.02項（調整し又は保存に適する処理をしたトマト（以下、略））  
（改正前）「原産品である第7類に該当する物品からの製造」  
（改正後）「第7類又は第20類に該当する物品以外の物品からの製造」
- 第73.04項（鉄鋼製の管及び中空の形材（以下、略））  
（改正前）「第72.07項、第72.18項又は第72.24項に該当する物品からの製造」  
（改正後）「第72項（第72.07項、第72.18項及び第72.24項を除く。）又は第73類に該当する物品以外の物品からの製造」

この変更は、日本がそれまでに締結していたEPAの規定にならい、規定されていない原材料の扱いを明確にするために行われた。すなわち、上記例示の改正前の「原産品である第7類に該当する物品からの製造」の規定では、第7類（例えば、生鮮のトマト）以外の類に分類される原材料の扱い（非原産品の原材料（例えば、塩）の使用が認められるか否か）について明示されていないが、改正後の「第7類又は第20類に該当する物品以外の物品からの製造」の規定では、第7類と第20類以外の類に分類される非原産品である原材料（例えば、第25類に分類される塩）の使用が認められることが明確となる。

### （3）経済連携協定の原産地規則

#### ① 日・シンガポールEPAの原産地規則

日本で最初に締結されたEPAはシンガポールとの間で2002年に締結された日・シンガポールEPAである。その特徴として、

- －日本及びシンガポール双方が相手に対して無税譲許する品目についてのみ原産地規則を作成し、原則として、日本が提案した関税分類変更基準に基づく規則を採用、
- －シンガポール側が付加価値基準の適用を要望した一部品目に、60%を関

値とする付加価値基準の併用を認めるものとされている<sup>24</sup>。

この「日本が提案した関税分類変更基準に基づく規則」とは、基本的に日本のGSPの原産地規則に基づいたものである。日本のGSPの原産地規則は、前述のとおり、関税分類変更基準のベースとしているものの、農産品、繊維製品、機械などについては、個別の規則を採用している。日・シンガポールEPAでは、WTO無税譲許品目で機械など従来無税であった品目やシンガポールで特惠対象とされなかった農産品については原産地規則を作成していないため、日本が提案した規則は、結果として、繊維製品を除く大部分の品目において、関税分類変更基準に基づく規則となった。

なお、日・シンガポールEPAは、2007年の改正議定書により、全品目に対して原産地規則を策定、付加価値基準の閾値を60%から40%に引き下げるなどの改正が行われた。

## ② 日・シンガポールEPA以降のEPA

EPAの原産地規則は、お互いの利害を踏まえた相手国との交渉により決定されると考えられるが、その内容は、相手国が締結してきたFTAの原産地規則が影響を与えと考えられる。

日・シンガポールEPAの後、日本が締結（又は署名を）したEPAの相手国は、日本に先行してFTAを進めていた米国やEUとFTAを結んできており、それらの原産地規則が影響を与えていると考えられる。2005年にEPAを締結したメキシコは、米国、カナダ間のFTAであるNAFTAの加盟国であり、チリ、ペルーも米国とFTAを締結している。1994年に欧州自由貿易連合（EFTA）とのFTAである欧州経済領域（EEA）が発効するなど先行的にFTAを進めてきたEUは、メキシコ、カナダ、チリ、ペルーとも広くFTAを進めてきている。

24 関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会（2001）

日本とEPAを締結しているアセアン及びその加盟国は、アセアンとして、中国、インド、韓国などと広くFTAを進めてきている。

次章において、日本の原産地規則の変遷について具体的な品目を取り上げて検討する。その際、主要国のFTAの原産地規則が日本のEPAの原産地規則に与えた影響についても検討する。

### 3 日本の原産地規則の変遷について

本章では、日本のEPAの原産地規則がどのように変遷してきたか、具体的な品目を取り上げて検討し、その際、米国、アセアン、EUなどが締結してきたFTA・EPAの原産地規則とも比較を行い、これら主要国のFTAの原産地規則が日本のEPAの原産地規則にどのような影響を与えたかについても検討する。具体的な品目として、各国にとって重要な産業分野とされる繊維製品を取り上げ、その代表的な品目として衣類の品目別規則を選ぶこととする。

#### (1) 繊維製品の生産工程

繊維製品の生産工程は、大きく分けて、繊維から糸をつくる工程である「製糸・紡績」、糸から織物・編物をつくる工程である「織布・編立」、織物・編物から衣類をつくる工程である「縫製・組立」からなり、さらに、織物・編物の「なせん・浸染等」の工程、織物・編物から衣類の部分品への「裁断」、衣類の部分品から衣類への「縫製・組立」といった工程に細分される。これら生産工程を図1に整理する。

図1に示す生産工程のうち、⇒を1工程とカウントする(→はカウントしない)(例えば、糸からの生産が必要とされる規則の場合には、「糸」⇒(1工程)⇒「織物・編物」⇒(1工程)⇒「衣類」の2工程ルールとなる)ことにより、規則の内容(サブスタンス)を表すことができる。

図1 繊維製品の生産工程

産品	生産工程	HS品目表番号(注)
衣類		第6201.11号
↑	↑	(縫製・組立)
	衣類の部分品	第6217.90号
	↑	(裁断)
織物・編物	織物・編物	第50.07項(絹), 第51.11項から第51.13項(羊毛・織獣毛等), 第52.08項から第52.12項(綿), 第53.09項から第53.11項(その他の植物性繊維), 第54.07項及び第54.08項(人造繊維・長繊維), 第55.12項から第55.16項(人造繊維・短繊維), 第60類(メリヤス編物・クロセ編物)
	↑	
	織物・編物	
↑	(織布・編立)	
糸		第50.04項から第50.06項(絹), 第51.06項から第51.10項(羊毛・織獣毛等), 第52.04項から第52.07項(綿), 第53.06項から第53.08項(その他の植物性繊維), 第54.01項から第54.06項(人造繊維・長繊維), 第55.08項から第55.11項(人造繊維・短繊維)
↑	(製糸・紡績)	
繊維		第50.01項(絹), 第51.01項から第51.02項(羊毛・織獣毛等), 第52.01項(綿), 第53.01項から第53.03項及び第53.05項(その他の植物性繊維), 第55.01項から第55.04項(人造繊維・短繊維)

(注) 産品が分類されるHS品目表番号を示す。なお、衣類のHS品目表番号は、今回代表的な品目として取り上げたものである。

## (2) 衣類の原産地規則

ここで、衣類としてHS品目表第6201.11号の「男子用のオーバーコート、レインコート、カーコート、ケープ、クロークその他これらに類する製品(羊毛製又は織獣毛製のもの)」を選び、品目別規則を、規則の内容(サブスタンス)、規定方法(用語)をタイプ毎に類型化したものを表3に示す。なお、各EPAの品目別規則の詳細については付録の表4に、米国、EU、アセアン、インドの主要なFTAにおける品目別規則を付録の表5に掲載する。

規定方法のタイプの類型化の試みとして、便宜上、「米国タイプ」、「EUとの折衷タイプ」、「アセアンとの折衷タイプ」、「インドとの折衷タイプ」といったタイプ分けを行った。

表3 衣類の例(織物製の衣類)

EPA 相手国等	品目別規則	規則の内容	規定方法のタイプ
統合テキスト	(仮訳) 当該分割類の物品への変更。ただし、当該物品が類注(注1)に従い一の国で組み立てられること。	0工程(衣類の部分品からの組立に原産地を付与)	
日本GSP	紡織用繊維の織物類又は編物からの製造	1工程	
シンガポール	紡織用繊維の糸からの生産	2工程	日本GSP
マレーシア、シンガポール(改正議定書)、タイ、インドネシア、フィリピン、ブルネイ	第62.01項から第62.11項までの各項の製品への他の類の材料からの変更[ブルネイ](第63.07項の材料からの変更を除く)。ただし、 <u>[ブルネイ以外]</u> (「織物・編物(注2)」の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される	2工程、又は1工程+アセアン累積ルール、[ブルネイのみ]又は0工程+アセアン累積ルール	アセアンとの折衷タイプ

EPA 相手国等	品目別規則	規則の内容	規定方法のタイプ
	<p>[<u>ブルネイ</u>] ことを条件とする。  <u>[ブルネイ以外]</u> 場合に限る。)  <u>[以下ブルネイのみ]</u> 又は、第62.01項から第62.11項までの各項の産品への第62.17項若しくは第63.07項の材料からの変更（非原産材料がいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織され、かつ、非原産材料がいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に裁断される場合に限る。）</p>		
ベトナム、アセアン	<p>CC（「織物・編物（注2）」の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが [<u>アセアン</u>] 一又は二以上の締約国 [<u>ベトナム</u>] いずれかの締約国又は<u>東南アジア諸国連合の加盟国である第三国</u>において完全に製織される場合に限る。）</p>	2工程、又は1工程+アセアン累積ルール	アセアンとの折衷タイプ
豪州	<p>CC（「織物・編物（注2）」の非原産材料を使用する場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に織られたものであるときに限る。）</p>	2工程	アセアンとの折衷タイプ
メキシコ、ペルー、TPP11	<p>第62.01項から [<u>TPP11</u>] 第62.08項 [<u>メキシコ、ペルー</u>] 第62.17項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（「糸及び織物・編物（注3）」からの変更を除く。） [<u>ペルー</u>] 及び [<u>メキシコ、TPP11</u>]。ただし、当該産品が、 [<u>メキシコ</u>] 一方又は双方の [<u>TPP11</u>] 一又は二以上の締約国 [<u>メキシコ</u>] の区域 [<u>TPP11</u>] の領域に</p>	<p>[<u>メキシコ</u>、<u>TPP11</u>]  3工程  [<u>ペルー</u>]  3工程+一部の非原産の糸の使用制限</p>	米国タイプ

EPA 相手国等	品目別規則	規則の内容	規定方法のタイプ
	<p>において、裁断され <u>[ペルー]</u> 又は <u>[TPP11]</u>若しくは<u>[ペルー, TPP 11]</u> 特定の形状に編まれ <u>[TPP 11]</u>又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること <u>[ペルー]</u>。<u>[メキシコ, TPP 11]</u> を条件とする)。<u>[以下ペルーのみ]</u> ただし、第5402.32号又は第5402.33号の非原産材料を使用する場合において、当該各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該製品の総重量の15%を超えないときに限り、また、第55.09項から第55.11項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該製品の総重量の25%を超えないときに限る。</p>		
チリ、スイス	<p><u>[チリ]</u> 第62.01項から第62.17項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 <u>[スイス] CC</u> (「織物・編物 (注4)」からの変更を除く)。ただし、<u>[チリ]</u> 当該産品が、締約国 <u>[スイス]</u> の関税地域において、裁断され、<u>[チリ]</u> 若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ <u>[スイス]</u>、又は裁断され、かつ、<u>[チリ]</u> <u>ること又は組み立てられることを条件とする。</u></p>	2工程	米国タイプ
インド、モンゴル	<p>織物類又は編物類からの製造 (付表に規定する必要な工程 (*) を経る場合に限る。) (*) メリヤス編み、クロセ編み又は 織りの工程及び製品化の工程</p>	2工程	インドとの折衷タイプ

EPA 相手国等	品目別規則	規則の内容	規定方法のタイプ
EU	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）のと組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。	2工程、又は1工程+なせん等	EUとの折衷タイプ

（注1）類注では、「一の国で組み立てられる」とは、織物類の部分品への裁断後の全ての組立工程がその国で行われることと規定される。ただし、ボタン、ラベル付けといった簡単な工程については規定の適用に影響を与えないとされている。

（詳細は表4参照）

（注2）第50.07項、第51.11項から第51.13項、第52.08項から第52.12項、第53.09項から第53.11項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項又は第60類

（注3）[メキシコ] 第51.06項から第51.13項、第52.04項から第52.12項、第53.07項から第53.08項、第53.10項から第53.11項、第54類、第55.08項から第55.16項、第58.01項から第58.02項又は第60類

[ペルー] 第50.07項、第51.06項から第51.13項、第52.05項から第52.12項、第53.06項から第53.11項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項又は第60類

[TPP11] 第51.06項から第51.13項、第52.04項から第52.12項、第54.01項から第54.02項、第5403.33号から第5403.39号、第5403.42号から第5403.49号、第54.04項から第54.08項、第55.08項から第55.16項、第58.01項から第58.02項又は第60類

（注4）第50.07項、第51.11項から第51.13項、第52.08項から第52.12項、第53.09項から第53.11項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項、[スイス] 第58.01項、第58.02項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項 [チリ] 又は第60類

### （3）原産地規則の内容及び規定方法についての比較分析

#### ① 原産地規則の内容

衣類のEPAの原産地規則の日本の基本的立場は当初のシンガポールとのEPAに見られるように2工程ルールであり、その後、豪州、チリ、スイス、インド、モンゴルについても2工程ルールとなっているが、他のEPAでは相手国の立場を踏まえた交渉により調整された内容になっている。

アセアンは、2010年に発効したアセアン物品協定（ATIGA）において、

原産地規則として、HS品目表の4桁の番号（項）の変更による関税分類変更基準と40%を閾値とする付加価値基準の併用を原則とし、衣類については、さらに1工程ルールを採用し、アセアンと韓国、中国との間のFTAでも1工程ルールを採用している。日本とのEPAでは、日本の基本的立場である2工程ルールに加え、アセアン域内での製織された織物については1工程ルールを認めるものとなっている。

EUとのEPAでは、2工程ルールに加え、織物・編物のなせん・表面加工の工程と織物からの衣類への組立の組み合わせ（1工程+なせん・表面加工）にも原産地を付与する内容となっている。

メキシコ、ペルーとのEPA、TPP11については、米国が締結したNAFTA、メキシコ、ペルーなどのFTAの原産地規則である3工程ルールが採用されている。なお、TPP11は3工程ルールを前提としつつ、「供給不足の物品の一覧表」(ショートサプライ・リスト (SSL))に掲載された域内での供給が十分でない材料（繊維、糸、生地）については、例外的に域外から調達しても、その最終用途の要件を満たせば原産品と認められるとされ、また、着物又は帯に使用する絹100%の織物は、域内で製織、裁断・縫製する必要がある（⇒着物・帯は2工程）が、絹織物はSSLで域外調達が認められているため、域内で裁断・縫製すれば、最終製品はTPP原産品となる（⇒1工程）<sup>25</sup>といった、他の締約国の利害を反映する内容となっている。

## ② 原産地規則の規定方法

規定方法では、関税分類変更基準によるものと加工工程基準によるものに分かれる。

関税分類変更基準を採用するEPAのうち、マレーシア、シンガポール改正議定書、タイ、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、アセア

25 財務省関税局・税関（2016）

ン、豪州とのEPAでは、関税分類変更基準の表記として、1工程ルールを「第62.01項から第62.11項までの各項の製品への他の類の材料からの変更」と記述した上で、当該締約国の原産でない織物・編物を使用する場合には、他の締約国（アセアンとのEPAでは他のアセアン加盟国）で完全に製織される織物・編物でなければならないとする条件を追加する規定振りになっており、これを「アセアンとの折衷タイプ」と類型化することしたい。

関税分類変更基準を採用する、メキシコ、ペルー、TPP11、チリ、スイスとのEPAでは、規定内容では、2工程ルールを採用するチリ、スイスと3工程ルールを採用するメキシコ、ペルー、TPP11があり、関税分類変更基準の表記として、2工程ルールは「他の類（「織物・編物の類・項」を除く）からの変更」、3工程ルールは「他の類（「糸・織物・編物の類・項」を除く）からの変更」と記述した上で、「締約国において、裁断され 特定の形状に編まれ かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする」といった要件を付しており、これを「米国タイプ」と類型化することしたい。

この「締約国において、裁断され 特定の形状に編まれ かつ、縫い合わされ又は組み立てられる」という要件は、編物・編物⇒衣類への一連の生産工程が当該国で全て行われることを意味していると考えられるが、「アセアンとの折衷タイプ」では、「第62.01項から第62.11項までの各項の製品への他の類の材料からの変更」とのみ規定されている。双方とも、織物・編物から衣類への一連の生産工程は当該国で全て行われることを意味していることから、「米国タイプ」の当該要件の規定は、明確化又は確認のためのものであると考えられる。

加工工程基準を採用するインド、モンゴル、EUのうち、インド、モンゴルは同じ規定を採用している。「織物類又は編物類からの製造」との用語は、日本のGSPの「紡織用繊維の織物類又は編物からの製造」と類似の用語を用いているものの、1工程ルールを意味するのではなく、メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程及び製品化の工程を条件としているため、2工程

ルールとなる。この規定方法は、インドが締結している他のFTAにも見られず、日本とインドとのEPAで採用されたことから、「インドとの折衷タイプ」と類型化することとしたい。

EUとのEPAでは、EEAなどEUがそれまで締結したFTAで使用していた「糸からの製造」といった規定ではなく、EUが韓国やカナダの間で使用した「製織と製品にすること（布の裁断を含む。）のと組合せ」といった規定振りを採用し、さらに、1工程+なせん・表面加工の規定方法については、EUが韓国やカナダで採用した規定振りではなく、別途定義を詳細に規定した上で、品目別規則には、「なせん（独立の作業）」といった略語を使用し、規則を簡素化する方法が採用されていることから、「EUとの折衷タイプ」と類型化することとしたい。

他の興味深い点は以下のとおりである。

- チリとのEPAにおいて、規定方法は米国タイプであるが、その内容は、米国とのFTAで採用している3工程ではなく、日本の立場である2工程ルールを採用している。
- チリ、メキシコ、ペルーは、米国のみならず、EUともFTAを締結し、EUとのFTAではEUの従来の規定方法を採用しているが、日本とのEPAでは、米国タイプが採用されている。
- EUとの関係が深いと考えられるスイスは、日本とのEPAでは、米国タイプが採用されている。

### ③ 規定方法の簡素化への動き

原産地規則は、HS品目表の約5,000にも及ぶ品目について、適用される原産地基準を規定するため、品目別規則は大部かつ複雑な規定となる傾向にある。

日本のEPAでは、2008年に発効したアセアンとのEPAにおいて、品目別規則における関税分類変更基準の表記を「CC」、「CTH」、「CTSH」といっ

た略語で、又、付加価値基準の計算方法や閾値の表記を「RVC40%」といった略語で行う方法<sup>26</sup>が採用され、それ以降、スイス、ベトナム、インド、豪州、モンゴルとのEPAでも導入されてきている。この「CC」、「CTH」、「CTSH」といった略語は、前述の統合テキストにおいて採用されているものである。

このような略語の使用は、品目別規則を簡素化する効果がある。前述した衣類の品目別規則について、例えば、規則の内容及び規定方法がほぼ同じで、略語を使用していないチリとのEPAと、使用しているスイスとのEPAの品目別規則を比べると、前者では、「第62.01項から第62.17項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(以下略)」であるのと比べ、後者では、「CC(以下略)」と簡素化されている。他の例として、機械の品目別規則として、例えば、HS品目表第8502.11号の品目別規則では、規則の内容及び規定方法が同じで、略語を使用していないタイとのEPAと、使用している豪州とのEPAの品目別規則を比べると、前者では、「第85.01項から第85.03項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が40%以上であること(第85.01項から第85.03項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)」であるのと比べ、後者では、「CTH又はQVC40」と大幅に簡略化されている。

#### 4. 原産地規則の多様性・複雑性の現状及び収斂への動き

前章で、日本のEPAの原産地規則の変遷をみてきたが、繊維製品のように、重要な産業分野である品目の規則は、各締約国の立場を踏まえ、原産地

---

26 日・アセアンEPAでは、「CC」とは、各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更を示す、「CTH」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す、「CTSH」とは、各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す、「RVC四十パーセント」とは、産品の域内原産割合が40%以上であって、生産の最終工程が締約国において行われたことをいう、と定義されている。

規則の内容は3工程ルールから1工程ルールと大きく異なったものとなっており、さらに、規則の内容が同じ場合であっても、その規定方法に違いがあることが明らかとなった。例えば、2工程ルールであっても、規定方法は、「アセアンとの折衷タイプ」、「米国タイプ」、「インドとの折衷タイプ」、「EUとの折衷タイプ」といったタイプがあることを述べた。

しかしながら、FTA・EPAの進展により、異なるタイプの国・地域同士がFTA・EPAを締結することにより、お互いに影響を及ぼし合うことが見られる。例えば、EUが異なるタイプにあるカナダと締結したFTAの規則では、関税分類変更基準による米国タイプの規則ではなく加工工程基準が採用されたが、従来からEUが維持してきた基準とは異なる基準が採用され、日本とのEPAでは、それを基にさらに簡素な規定振りとなっている。

また、多くの国・地域が参加するメガFTA・EPAの進展は、異なるタイプに属する国の規則を収斂させていく効果があると考えられる。例えば、TPP11には「アセアンとの折衷タイプ」、「米国タイプ」といった異なるタイプの国が参加しているが、繊維製品の規則をみると、「米国タイプ」が採用されており、今後、TPP11に参加する国が拡大すれば、当該タイプへの収斂がさらに進むことになると考えられる。

前述のとおり、日本のEPAでは略語の使用による品目別規則の簡素化が進んできている。直近のEPAのうち、TPP11には略語は採用されていないが、EUとのEPAでは、繊維製品以外の品目別規則に、「CC」、「CTH」、「CTSH」といった関税分類変更基準の略語や「RVC55%」といった付加価値基準の略語が採用されている。規則の内容等が異なるため単純な比較はできないものの、TPP11の品目別規則<sup>27</sup>の英文テキストが229ページもの分量があるのに対して、EUとのEPAの品目別規則<sup>28</sup>の英文テキストは90ページ

27 “ANNEX 3-D PRODUCT-SPECIFIC RULES OF ORIGIN” 及び “ANNEX 4-A TEXTILES AND APPAREL PRODUCT-SPECIFIC RULES OF ORIGIN”

28 “ANNEX 3-A INTRODUCTORY NOTES TO PRODUCT SPECIFIC RULES OF ORIGIN” 及び “ANNEX 3-B PRODUCT SPECIFIC RULES OF ORIGIN”

と大幅に少なくなっており、略語の使用による原産地規則の簡素化の効果は大きいと考えられる。

## おわりに

本稿では、繊維製品（その中の衣類）の例に、日本のEPAの原産地規則の変遷を調べ、多様性・複雑性の現状の分析を行ったが、依然、多様な規則が存在している一方、収斂の動きがあることも判明した。本稿において、今回の分析で繊維製品以外の品目は取り上げなかったが、化学品などでさらに収斂が進んでいるとの指摘もあり<sup>29</sup>、今後、TPP11への参加国の拡大、合意に向けた交渉が進む東アジア地域包括的経済連携(RCEP)など、メガFTA・EPAが進展する過程で、これら収斂の動きがさらに進んでいくことが期待される。

## 参 考 文 献

関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会（2001）「資料3 日本・シンガポール新時代経済連携協定交渉の実質妥結の具体的内容 2001年10月31日」

([warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/siryou/kanc131031c.pdf](http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1022127/www.mof.go.jp/singikai/kanzegaita/siryou/kanc131031c.pdf), 2018年9月4日アクセス)

財務省関税局・税関（2016）「TPP原産地規則について 2016年6月」税関ホームページ

([www.customs.go.jp/roo/origin/tpp\\_roo.pdf](http://www.customs.go.jp/roo/origin/tpp_roo.pdf), 2018年9月4日アクセス)

小室程夫（1995）「最新・原産地規則」日本機械輸出組合

長谷川実也（2003）「WTO新ラウンドーその論点と展望 第3回 地理的表示と原産地規則」日本関税協会『貿易と関税』2003年3月, pp.26-36

長谷川実也（2018）「WTOにおける非特惠原産地規則の調和作業の状況について」『長崎大学経済学部研究年報』第34巻2018年6月

Bernard Hoekman and Stefano Inama（2018）“Harmonization of Rules of Origin: An

---

29 Bernard Hoekman and Stefano Inama（2018）

Agenda for Plurilateral Cooperation?”, *East Asian Economic Review*, Vol. 22 No. 1 (March 2018), pp.3-28, Korea Institute for International Economic Policy  
WTO (2010) “Draft Consolidated Text of Non-Preferential Rules of Origin”, G/RO/W/111 /Rev.6

### 日本のEPAの原産地規則

「締結済各EPAの概要、協定条文等(平成30年7月現在)」税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>, 2018年7月19日アクセス)

### 主要国のFTAへの加盟状況

日本貿易振興機構 (JETRO) 「WTO・他協定加盟状況」JETRO ホームページ

([https://www.jetro.go.jp/world/n\\_america/us/trade\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/trade_01.html),

[https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/trade\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/trade_01.html),

[https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/trade\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/in/trade_01.html), 2018年9月28日アクセス)

日本貿易振興機構 (JETRO) 「ASEANのFTA活用のために」JETRO ホームページ,

([https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/asean\\_fta/](https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/asean_fta/), 2018年9月7日アクセス)

### 主要国のFTAの原産地規則に関する参考文献

#### NAFTA

NAFTA事務局ホームページ

(<https://www.nafta-sec-alena.org/Home/Texts-of-the-Agreement/North-American-Free-Trade-Agreement>, 2018年9月28日アクセス)

#### 米国のFTA

米国通商代表部 (USTR) ホームページ

(<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements>, 2018年9月28日アクセス)

#### EUのFTA

欧州委員会税制・関税同盟総局ホームページ

([https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin/arrangements-list\\_en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/calculation-customs-duties/rules-origin/general-aspects-preferential-origin/arrangements-list_en), 2018年9月28日アクセス)

#### アセアンのFTA

ASEAN事務局ホームページ

(<https://asean.org/asean-economic-community/asean-free-trade-area-afta-council/agreements-declarations/>,

<https://asean.org/asean-economic-community/free-trade-agreements-with-dialogue-partners/>, 2018年9月27日アクセス)

### インドのFTA

インド商工省ホームページ

(<http://commerce.gov.in/InnerContent.aspx?Type=InternationalTrademenu&Id=32>, 2018年9月28日アクセス)

## 付 録

表4 衣類の代表的な品目（第6201.11号）の日本の品目別規則<sup>30</sup>

品目（第6201.11号）	男子用のオーバーコート，レインコート，カーコート，ケープ，クロークその他これらに類する製品－羊毛製又は織獣毛製のもの
EPA 相手国等	品目別規則
統合テキスト <sup>31</sup>	<p>[<i>Change to goods of this split chapter provided that the goods are assembled in a single country in accordance with Chapter Note.</i>]</p> <p><i>Chapter Note</i></p> <p><i>Definition : Assembly in a Single Country</i></p> <p>[<i>(a) For the purposes of this chapter, and subject to paragraph (b), the term “assembled in a single country” means that all of the assembly operations following the cutting of the fabric to parts have been performed in that country.</i></p> <p><i>(b) For the purposes of paragraph (a) performing or not performing operations such as the following shall not affect the determination of whether the good has been assembled in a single country :</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>– <i>attaching to garments or accessories items such as accessories, buttons and other fasteners, pockets, trimmings, cuffs, plackets, labels, foot straps, ornaments, belt loops, epaulettes, collars ;</i></li> <li>– <i>making button holes, hemming, pressing, stone or acid washing.</i>] <p>(参考) HS62類（衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編み以外のもの）の品目別規則  <u>ex Chapter 62 (a) (ex 62.01 through ex 62.12) – Goods of heading 62.01 through 62.12 assembled from parts, other than diapers of heading 62.09</u>  <i>[Change to goods of this split chapter provided that the goods are assembled in a single country in accordance with Chapter Note.]</i></p> </li></ul>

30 日本のEPAの品目別規則は、税関ホームページ参照

31 統合テキストの品目別規則は、WTO（2010）、G/RO/W/111/Rev.6 参照

	<p><u>ex Chapter 62 (b) (ex 62.09) – Diapers of heading 62.09</u></p> <p>CC, except by cutting and/or hemming only.</p> <p><u>ex Chapter 62 (c) (ex 62.13, ex 62.14, ex 6217.10) – Embroidered flat products (handkerchiefs, shawls, scarves, mufflers, mantillas, veils and the like )</u></p> <p><i>[Change to goods of this split chapter if the value of non-originating materials used does not exceed 50% of the ex-work price of the product.]</i></p> <p><u>ex Chapter 62 (d) (ex62.13, ex62.14, ex 6217.10) – Other flat products (other handkerchiefs, shawls, scarves, mufflers, mantillas, veils and the like)</u></p> <p><i>[Change to goods of this split chapter provided the starting material is prebleached or unbleached fabric.]</i></p> <p><u>ex Chapter 62 (e) (ex 62.15, ex 62.16, ex 6217.10) – Accessories assembled from parts (ties, bow ties, cravats, gloves, mittens, mitts, muffs, headbands and the like)</u></p> <p><i>[Change to goods of this split chapter provided that the goods are assembled in a single country in accordance with Chapter Note.]</i></p> <p><u>ex Chapter 62 (f) (6217.90) – Other</u></p> <p><i>[The origin shall be the country of origin of the fabric.]</i></p>
日本GSP	紡織用繊維の織物類又は編物からの製造
同2011年4月改正	紡織用繊維の織物類又は編物からの製造
シンガポール	紡織用繊維の糸からの生産
同改正議定書	第62.01項から第62.11項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。）

メキシコ	第62.01項から第62.17項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第51.06項から第51.13項まで、第52.04項から第52.12項まで、第53.07項から第53.08項まで、第53.10項から第53.11項まで、第54類、第55.08項から第55.16項まで、第58.01項から第58.02項まで又は第60類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
マレーシア	シンガポール改正議定書と同じ
チリ	第62.01項から第62.17項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。
タイ	シンガポール改正議定書と同じ
インドネシア	シンガポール改正議定書と同じ
ブルネイ	第62.01項から第62.11項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第63.07項の材料からの変更を除く。）。ただし、第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項若しくは第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国若しくは東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織されることを条件とする。又は、第62.01項から第62.11項までの各項の産品への第62.17項若しくは第63.07項の材料からの変更（非原産材料がいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織され、かつ、非原産材料がいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に裁断される場合に限る。)
アセアン	CC（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。)

フィリピン	シンガポール改正議定書と同じ
スイス	CC（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.07項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項、第58.01項、第58.02項、第59.03項、第59.06項又は第59.07項からの変更を除く。）。ただし、産品が、締約国の関税地域において、裁断され、かつ、縫い合わされ、又は裁断され、かつ、組み立てられることを条件とする。
ベトナム	CC（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国において完全に製織される場合に限る。）
インド	織物類又は編物類からの製造（付表に規定する必要な工程（注1）を経る場合に限る。）（メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程及び製品化の工程が必要）
ペルー	第62.01から第62.17項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第50.07項、第51.06項から第51.13項までの各項、第52.05項から第52.12項までの各項、第53.06項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60.01項から第60.06項までの各項の材料からの変更を除く。）及び当該産品が、締約国において、裁断され又は特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられること。ただし、第5402.32号又は第5402.33号の非原産材料を使用する場合において、当該各号のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の15%を超えないときに限り、また、第55.09項から第55.11項までの各項の非原産材料を使用する場合において、当該各項のいずれかに該当する全ての非原産材料の重量の総和が当該産品の総重量の25%を超えないときに限る。
豪州	CC（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各項、第52.08項から第52.12項までの各項、第53.09項から第53.11項までの各項、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各項又は第60類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれぞれが一方又は双方の締約国の区域内において完全に織られたものであるときに限る。）

モンゴル	織物類又は編物類からの製造（付表に規定する必要な工程（注1）を経る場合に限る。）（メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程及び製品化の工程が必要）
TPP11	第62.01項から第62.08項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第51.06項から第51.13項までの各項、第52.04項から第52.12項までの各項、第54.01項から第54.02項までの各項、第5403.33号から第5403.39号までの各号、第5403.42号から第5403.49号までの各号、第54.04項から第54.08項までの各項、第55.08項から第55.16項までの各項、第58.01項から第58.02項までの各項又は第60.01項から第60.06項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。
EU	製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）（注2）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。

（注1）付表には、衣類、衣類附属品及び紡織用繊維のその他の産品（第61類、第62類及び第63.01項から第63.10項まで）については、メリヤス編み、クロセ編み又は織りの工程及び製品化の工程が規定されている

（注2）「なせん（独立の作業）」とは、スクリーン、ローラー、デジタル又は転写の技術を少なくとも二の準備又は仕上げの工程（精練、漂白、マーセライズ加工、ヒートセット、起毛、カレンダー仕上げ、防縮加工、永久加工、デカタイジング（蒸じゅう）、染み込ませ、補修、シャリング（剪毛）、毛焼き、エアー・タンブラー加工、乾燥幅出し機による加工、縮じゅう、蒸気による収縮加工、ウェットデカタイジング（煮じゅう）等）と組み合わせて用いて、紡織用繊維の基材に対して客観的に評価される機能（色、デザイン、技術的性能等）を恒久的性質として与える技術をいう。ただし、生産において使用された全ての非原産材料の価額が産品のEXWの50%又はFOBの45%を超えないことを条件とする。

表5 衣類の代表的な品目（HS6201.11）の主要な国・地域の品目別規則

表5-1 衣類の代表的な品目の米国の主要FTAの品目別規則<sup>32</sup>

FTA (発効年) <sup>33</sup>	品目別規則	規則の内容
NAFTA (1994) US-Australia (2005), US-Peru (2009), US-Singapore (2004) US-Chile (2004) US-Korea (2012)	<p>A change to subheading 6201.11 [<i>Singapore</i> 以外] through 6201.13 from any other chapter, except from heading 51.06 through 51.13, 52.04 through 52.12, 53.07 through 53.08 or 53.10 through 53.11, [<i>Peru, Korea</i>] 54.01 through 54.02, subheading [<i>Peru</i> のみ] 5402.20, 5403.33 through 5403.39, 5403.42 through heading 54.08, [<i>Peru, Korea</i> 以外] Chapter 54, or heading 55.08 through 55.16, 58.01 through 58.02 or 60.01 through [<i>NAFTA, Chile</i>] 60.02 [<i>Australia, Peru, Singapore, Korea</i>] 60.06, provided that</p> <p>(a) the good is both cut and sewn or otherwise assembled in the territory of one or [<i>NAFTA, Peru</i>] more [<i>Australia, Singapore, Chile</i>] both of the Parties, and</p> <p>(b) 以下略。</p> <p>(下線部仮訳) 第6201.11号 (から第6201.13号までの各号) の製品への他の類の材料からの変更 (「糸及び織物・編物」からの変更を除く。)。ただし、当該製品が、一以上 (又は双方) の締約国において、裁断され、かつ、縫い合わされ、又は組み立てられることを条件とする。</p>	3工程

表5-2 衣類の代表的な品目のEUの主要FTAの品目別規則<sup>34</sup>

FTA (発効年)	品目別規則	規則の内容
EEA (1994), EU-Chile (2003), EU-Peru, Colombia (2013)	Manufacture from yarn	2工程

32 米国のFTAの原産地規則については、NAFTA事務局ホームページ及びUSTRホームページ参照

33 主要な国・地域のFTAの発効時期については、JETROホームページ参照

34 EUのFTAの原産地規則については、欧州委員会税制・関税同盟総局ホームページ参照

FTA (発効年)	品目別規則	規則の内容
EU-Mexico (2000)	<p>Manufacture from yarn ; or            Printing accompanied by at least two preparatory or finishing operations (such as scouring, bleaching, mercerising, heat setting, raising, calendering, shrink resistance processing, permanent finishing, decatising, impregnating, mending and burling) where the value of the unprinted fabric used does not exceed 47,5 % of the ex-works price of the printed fabric</p>	<p>2工程, 又は1工程+なせん及び表面加工 (なせん前の生地価額が47.5%以下)</p>
<p>EU-Korea (2015)            EU-Canada (2017)</p>	<p><u>Weaving accompanied by making-up (including cutting)</u> (仮訳：製織と製品にすること(布の裁断を含む。))のと組合せ) ; or  <u>Making-up preceded by printing accompanied by at least two preparatory finishing operations (such as scouring, bleaching, mercerising, heat setting, raising, calendering, shrink resistance processing, permanent finishing, decatising, impregnating, mending and burling)</u>, provided that the value of the unprinted fabric used does not exceed 47,5% of the [Canadaのみ] transaction value or ex-works price of the product            [EU-Koreaのみ] Embroidering accompanied by making up (including cutting), provided that the value of the unembroidered fabric used does not exceed 40% of the ex-works price of the product ; or            Coating accompanied by making up (including cutting), provided that the value of the uncoated fabric used does not exceed 40% of the ex- works price of the product.</p>	<p>(下線部) 2工程, 又は1工程+なせん及び表面加工 (なせん前の生地価額がなせん後の生地の価額の47.5%以下)</p> <p>EU-韓国についてはそれ以外に、刺繍工程又は塗布工程も、一定条件(加工前の生地の価額が製品の40%以下)で原産地を付与</p>

表5-3 衣類の代表的な品目のアセアンの主要FTAの品目別規則<sup>35</sup>

FTA (発効年)	品目別規則	規則の内容
ATIGA (2010)	A regional value content of not less than 40 percent ; or A change to subheading 6201.11 from any other chapter and the good is both cut and sewn in the territory of any Member State ; or Process Rules for Textile and Textile Products as set out in Attachment 1 Attachment 1 : Manufacture through the processes of cutting and assembly of parts into a complete article from : raw or unbleached fabric or finished fabric	40%付加価値基準, 又は1工程
ASEAN-China (2005)	<b>一般規則</b> (i) Not less than 40% of its content originates from any Party ; or (ii) If the total value of the materials, part or produce originating from outside of the territory of a Party (i.e. non-ACFTA) does not exceed 60% of the FOB value of the product so produced or obtained provided that the final process of the manufacture is performed within the territory of the Party ; or <b>品目別規則</b> Manufacture through the processes of cutting and assembly of parts into a complete article (for apparel and tents) and incorporating embroidery or embellishment or printing (for made-up articles) from : - raw or unbleached fabric - finished fabric	40%付加価値基準, 又は非原産材料割合60%以下, 又は1工程
ASEAN-Korea (2007)	Change to Heading 62.01 from any other Chapter, provided that the good is both cut and sewn in the territory of any Party ; or A regional value content of not less than 40 percent of the FOB value of the good	1工程, 又は40%付加価値基準

35 アセアンのFTAの原産地規則については、アセアン事務局ホームページ参照

FTA (発効年)	品目別規則	規則の内容
AANZFTA (2010)	RVC (40) provided that the good is cut or knit to shape and assembled in the territory of one or more of the parties or CC	1 工程, 又は40%付加価値基準

表 5-4 衣類の代表的な品目のインドの主要 FTA の品目別規則<sup>36</sup>

FTA (発効年)	品目別規則	規則の内容
India-ASEAN (2010)	(i) the AIFTA content is not less than 35 percent of the FOB value ; and (ii) the non-originating materials have undergone at least a change in tariff sub-heading (CTSH) level of the Harmonized System, provided that the final process of manufacture is performed within the territory of exporting Party	35%付加価値基準及びCTSH
India-Chile (2007)	1) For the purpose of Article 2 (b), products worked on or processed as a result of which the total value of non originating materials, or of undetermined origin used does not exceed 60% of the FOB value of the products produced or obtained and the final process of manufacture is performed within the territory of exporting Party shall be eligible for preferential treatment subject to the provisions of Article 6. 2) To qualify for preferences the non-originating materials shall be considered to be sufficiently worked or processed if the product obtained is classified in a heading, at the four digit level, of the Harmonized System different from those in which all the non-originating materials used in its manufacture are classified	非原産材料割合60%以下及びCTH
India-Korea (2010)	Manufacture from non-originating yarn	2 工程

36 インドのFTAの原産地規則については、インド商工省ホームページ参照

